

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年3月12日(月)午後3時から午後4時まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(25名)

1番	佐藤正剛	委員	2番	穴澤久男	委員
3番	塚本繁雄	委員	4番	安藤幸春	委員
5番	大木章寿	委員	6番	佐藤喜巳	委員
8番	郡司武幸	委員	9番	今井睦子	委員
10番	石田利之	委員	11番	大木丈雄	委員
12番	伊藤栄治	委員	14番	山崎幸治	委員
15番	伊藤喜信	委員	16番	久古浩二	委員
17番	大木寛	委員	18番	渡邊弘仁	委員
19番	熱田幸子	委員	20番	川口京子	委員
21番	太田忠治	委員	22番	菱木信治	委員
23番	大木一夫	委員	24番	石井敏雄	委員
25番	椎名勝英	委員	26番	鈴木正夫	委員
27番	伊藤定夫	委員			

4 欠席委員(2名)

7番 石毛甲子男 委員      13番 椎名正和 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について      19件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について      7件

議案第3号 農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について      別添

報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について      1件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局) 事務局員3名

7 会議の概要

事務局      ただ今から平成30年3月農業委員会定例総会を開会いたします。  
はじめに、太田会長から御挨拶をお願いいたします。

太田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。  
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は太田会長にお願いします。

議長 本日、出席委員は27名中25名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、14番山崎幸治委員、15伊藤喜信委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 議案第1号の番号1番から11番までと13番、17番から19番までは利用権設定に関する件です。なお、この内、番号5番、7番及び8番については、議案第2号の番号3番から5番までの一時転用許可に付随する案件であるため、議案第2号当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。番号12番と14番から16番までは所有権移転に関する件であります。

**【議案第1号、番号1番から19番までを議案書を基に朗読】**

番号1番から19番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

27番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

す。

- 2 2 番 番号 2 番について、譲受人は新たに農地を賃借し農業経営を行うものです。保有する労働力や習得している技術からみても問題ないと思われま
- 1 1 番 番号 3 番について、譲受人は新たに農地を賃借し農業経営を行うものです。保有する労働力や習得している技術からみても問題ないと思われま
- 9 番 番号 4 番と 6 番の譲受人は同一です。譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま
- 番号 5 番と 8 番の譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思いま
- 番号 7 番について、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思いま
- 1 番 番号 9 番から 1 1 番までの譲受人は同一です。譲受人は新たに農地を賃借し農業経営を行うものです。保有する労働力や習得している技術からみても問題ないと思われま
- 3 番 番号 1 2 番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま
- 番号 1 3 番について、譲受人は農地所有適格法人になるため新たに農地を借り受け営農を行うものです。保有する労働力や習得している技術からみても問題ないと思われま
- 2 6 番 番号 1 4 番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま
- 4 番 番号 1 5 番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま
- 番号 1 6 番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま
- 2 4 番 番号 1 7 番の譲受人は番号 1 3 番の譲受人と同一です。問題ないと思われま
- 番号 1 8 番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われま
- 1 7 番 番号 1 9 番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり決すると共に、番号5番、7番及び8番については、知事の処分に併せて会長先決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 **【議案第2号、議案書を基に朗読】**

番号1番について、専用住宅用地として畑273㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、農業用施設(牛舎)用地として畑3,726㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、営農型太陽光発電施設用地として畑4,685㎡の内0.18㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、営農型太陽光発電施設用地として畑3,639㎡の内0.18㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番について、営農型太陽光発電施設用地として畑2,022㎡の内0.34㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号6番について、営農型太陽光発電施設用地として畑599㎡の内1.

54 m<sup>2</sup>を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号7番について、専用住宅及び車庫用地として畑638 m<sup>2</sup>の内362.39 m<sup>2</sup>を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

27番 　番号1番について、譲受人は妻と子3人と市外の賃貸住宅で生活していますが、妻の実家近くにある申請地に専用住宅を計画するものです。農地区分は、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

22番 　番号2番について、申請地に牛舎施設を計画するものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題は無く、周辺農地への日照、通風、排水等営農条件への影響はないと思います。

9番 　番号3番について、申請地に営農型太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

番号4番について、申請地に営農型太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

番号5番について、申請地に営農型太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

番号6番について、営農型太陽光発電施設の期間更新をするものです。許可期間中の営農も良好であり、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はありませんでした。期間更新に問題はないと思います。

20番 　番号7番について、譲受人は妻と賃貸住宅で生活していますが、妻の実家近くにある申請地に専用住宅及び車庫施設用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地ですが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題はなく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議長 　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第3号「農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る3月9日農政委員会が開催されましたので、その経過報告について、農政委員長より報告をお願いいたします。

#### 【農政委員長からの報告】

16番 本件につきましては、去る3月9日、午後2時より、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農作業標準賃金及び標準農作業料金を定めるため、審議をしました。匝瑳市における農業経営の実態や、近隣の市町の農作業賃金及び作業料金と比較しながら協議した結果、標準農作業料金の内「畔塗り」を1円、「調整(粃摺り)」を10円、それぞれ現行設定額から増額し、その他は据え置くとの結論となりました。

なお、委員から標準農作業料金の「植付」の金額について、横芝光町や多古町と比べ匝瑳市の水準が低いことから、増額しては。」との意見が出されましたが、本標準農作業料金は、当事者間での話し合いの際の目安として示すものであり、圃場の条件や地域の事情は、別に勘案することとなっていることから、現行金額を据え置きするとの結論となりました。

審議した結果につきましては、別紙にて本日配布しました農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)のとおりです。本総会において、承認決定されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農政委員長からの報告が終わりました。これに質疑、御意見はございま

せんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認め、議案第3号「農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について」採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。  
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 19件  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 7件  
議案第3号 農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について 別添  
報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件  
でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成30年3月12日匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。